

各市町村請求方法に関する一覧

番号	市町村名	定期予防接種の請求方法について	定期予防接種の請求方法に関する特記事項	担当課	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
1	北九州市	市へ直接請求	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。 ・代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 ・減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。 	保健福祉局感染症医療政策課	803-8501	北九州市小倉北区城内1番1号	093-582-2090	093-582-4037
2	中間市	遠賀中間医師会加入医療機関での接種は、遠賀中間医師会を通じて請求。遠賀中間医師会接種分には事務費として、別途1件あたり54円に実施日時点の消費税及び地方消費税を加えて支払う。遠賀中間医師会加入医療機関以外での接種は各市町へ直接請求。請求は毎月締め月の翌月10日までに、直接各市町への請求と変更。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中間市、遠賀郡（芦屋町、岡垣町、遠賀町、水巻町）は同一単価 2. 定期接種予防接種の不可問診の請求について <ul style="list-style-type: none"> ①予診の段階で予防接種ガイドラインに照らし合わせ、発熱等のため接種不可と判断した場合は請求できないものとする。 ②同時接種の場合、1日につき1件の請求とする。 ③同時接種で1件接種可、1件接種不可と判断した場合、接種可のみ請求でき、接種不可は請求できないものとする。 3. 高齢者予防接種について <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者及び非課税世帯の者は、次のいずれかにより自己負担金を減免。 <ul style="list-style-type: none"> ①医療機関において、「生活保護証明書」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、「介護保険負担限度額認定証」、「介護保険特定負担限度額認定証」、「当該年度介護保険料額決定通知書」(所得段階 1・2・3)。 ②事前に市町から「無料」と明記した予診票の交付を受け接種の際に提示する。 ③「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく本人確認証のいずれかを認認する。(予診票に確認書類の記載をお願いします) 入所施設：介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス等にて、定期的に健康管理を行う医師が接種する場合。 予診のみの者：施設実施分については「予診のみ（不可問診）」の支払いは認めません。 予診票の代筆は家族、親族が記入。できない場合は医師、看護師以外の職員。 <ul style="list-style-type: none"> ・60歳～65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者（身体障害者手帳1級に相当）に接種する場合は、問診書が確認できる医師調査票もしくは身体障害者手帳のコピーを予診票に添付してください。 	健康増進課 (保健センター)	809-0014	中間市蓮花寺3-1-6	093-246-1611	093-246-3024
3	芦屋町	遠賀中間医師会加入医療機関での接種は、遠賀中間医師会を通じて請求。遠賀中間医師会接種分には事務費として、別途1件あたり54円に実施日時点の消費税及び地方消費税を加えて支払う。遠賀中間医師会加入医療機関以外での接種は各市町へ直接請求。請求は毎月締め月の翌月10日までに、直接各市町への請求と変更。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中間市、遠賀郡（芦屋町、岡垣町、遠賀町、水巻町）は同一単価 2. 定期接種予防接種の不可問診の請求について <ul style="list-style-type: none"> ①予診の段階で予防接種ガイドラインに照らし合わせ、発熱等のため接種不可と判断した場合は請求できないものとする。 ②同時接種の場合、1日につき1件の請求とする。 ③同時接種で1件接種可、1件接種不可と判断した場合、接種可のみ請求でき、接種不可は請求できないものとする。 3. 高齢者予防接種について <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者及び非課税世帯の者は、次のいずれかにより自己負担金を減免。 <ul style="list-style-type: none"> ①医療機関において、「生活保護証明書」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、「介護保険負担限度額認定証」、「介護保険特定負担限度額認定証」、「当該年度介護保険料額決定通知書」(所得段階 1・2・3)。 ②事前に市町から「無料」と明記した予診票の交付を受け接種の際に提示する。 ③「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく本人確認証のいずれかを認認する。(予診票に確認書類の記載をお願いします) 入所施設：介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス等にて、定期的に健康管理を行う医師が接種する場合。 予診のみの者：施設実施分については「予診のみ（不可問診）」の支払いは認めません。 予診票の代筆は家族、親族が記入。できない場合は医師、看護師以外の職員。 <ul style="list-style-type: none"> ・60歳～65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者（身体障害者手帳1級に相当）に接種する場合は、問診書が確認できる医師調査票もしくは身体障害者手帳のコピーを予診票に添付してください。 	健康・こども課	807-0198	遠賀郡芦屋町幸町2-20	093-223-3533	093-222-2010
4	水巻町	遠賀中間医師会加入医療機関での接種は、遠賀中間医師会を通じて請求。遠賀中間医師会接種分には事務費として、別途1件あたり54円に実施日時点の消費税及び地方消費税を加えて支払う。遠賀中間医師会加入医療機関以外での接種は各市町へ直接請求。請求は毎月締め月の翌月10日までに、直接各市町への請求と変更。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中間市、遠賀郡（芦屋町、岡垣町、遠賀町、水巻町）は同一単価 2. 定期接種予防接種の不可問診の請求について <ul style="list-style-type: none"> ①予診の段階で予防接種ガイドラインに照らし合わせ、発熱等のため接種不可と判断した場合は請求できないものとする。 ②同時接種の場合、1日につき1件の請求とする。 ③同時接種で1件接種可、1件接種不可と判断した場合、接種可のみ請求でき、接種不可は請求できないものとする。 3. 高齢者予防接種について <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者及び非課税世帯の者は、次のいずれかにより自己負担金を減免。 <ul style="list-style-type: none"> ①医療機関において、「生活保護証明書」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、「介護保険負担限度額認定証」、「介護保険特定負担限度額認定証」、「当該年度介護保険料額決定通知書」(所得段階 1・2・3)。 ②事前に市町から「無料」と明記した予診票の交付を受け接種の際に提示する。 ③「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく本人確認証のいずれかを認認する。(予診票に確認書類の記載をお願いします) 入所施設：介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス等にて、定期的に健康管理を行う医師が接種する場合。 予診のみの者：施設実施分については「予診のみ（不可問診）」の支払いは認めません。 予診票の代筆は家族、親族が記入。できない場合は医師、看護師以外の職員。 <ul style="list-style-type: none"> ・60歳～65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者（身体障害者手帳1級に相当）に接種する場合は、問診書が確認できる医師調査票もしくは身体障害者手帳のコピーを予診票に添付してください。 	健康課（いきいきほーむ）	807-0025	遠賀郡水巻町頃末南3-11-1	093-202-3212	093-202-3621
5	岡垣町	遠賀中間医師会加入医療機関での接種は、遠賀中間医師会を通じて請求。遠賀中間医師会接種分には事務費として、別途1件あたり54円に実施日時点の消費税及び地方消費税を加えて支払う。遠賀中間医師会加入医療機関以外での接種は各市町へ直接請求。請求は毎月締め月の翌月10日までに、直接各市町への請求と変更。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中間市、遠賀郡（芦屋町、岡垣町、遠賀町、水巻町）は同一単価 2. 定期接種予防接種の不可問診の請求について <ul style="list-style-type: none"> ①予診の段階で予防接種ガイドラインに照らし合わせ、発熱等のため接種不可と判断した場合は請求できないものとする。 ②同時接種の場合、1日につき1件の請求とする。 ③同時接種で1件接種可、1件接種不可と判断した場合、接種可のみ請求でき、接種不可は請求できないものとする。 3. 高齢者予防接種について <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者及び非課税世帯の者は、次のいずれかにより自己負担金を減免。 <ul style="list-style-type: none"> ①医療機関において、「生活保護証明書」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、「介護保険負担限度額認定証」、「介護保険特定負担限度額認定証」、「当該年度介護保険料額決定通知書」(所得段階 1・2・3)。 ②事前に市町から「無料」と明記した予診票の交付を受け接種の際に提示する。 ③「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく本人確認証のいずれかを認認する。(予診票に確認書類の記載をお願いします) 入所施設：介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス等にて、定期的に健康管理を行う医師が接種する場合。 予診のみの者：施設実施分については「予診のみ（不可問診）」の支払いは認めません。 予診票の代筆は家族、親族が記入。できない場合は医師、看護師以外の職員。 <ul style="list-style-type: none"> ・60歳～65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者（身体障害者手帳1級に相当）に接種する場合は、問診書が確認できる医師調査票もしくは身体障害者手帳のコピーを予診票に添付してください。 	子育てあんしん課	811-4233	遠賀郡岡垣町野間1-1-1	093-282-1211	093-282-4000
6	遠賀町	遠賀中間医師会加入医療機関での接種は、遠賀中間医師会を通じて請求。遠賀中間医師会接種分には事務費として、別途1件あたり54円に実施日時点の消費税及び地方消費税を加えて支払う。遠賀中間医師会加入医療機関以外での接種は各市町へ直接請求。請求は毎月締め月の翌月10日までに、直接各市町への請求と変更。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中間市、遠賀郡（芦屋町、岡垣町、遠賀町、水巻町）は同一単価 2. 定期接種予防接種の不可問診の請求について <ul style="list-style-type: none"> ①予診の段階で予防接種ガイドラインに照らし合わせ、発熱等のため接種不可と判断した場合は請求できないものとする。 ②同時接種の場合、1日につき1件の請求とする。 ③同時接種で1件接種可、1件接種不可と判断した場合、接種可のみ請求でき、接種不可は請求できないものとする。 3. 高齢者予防接種について <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者及び非課税世帯の者は、次のいずれかにより自己負担金を減免。 <ul style="list-style-type: none"> ①医療機関において、「生活保護証明書」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、「介護保険負担限度額認定証」、「介護保険特定負担限度額認定証」、「当該年度介護保険料額決定通知書」(所得段階 1・2・3)。 ②事前に市町から「無料」と明記した予診票の交付を受け接種の際に提示する。 ③「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく本人確認証のいずれかを認認する。(予診票に確認書類の記載をお願いします) 入所施設：介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス等にて、定期的に健康管理を行う医師が接種する場合。 予診のみの者：施設実施分については「予診のみ（不可問診）」の支払いは認めません。 予診票の代筆は家族、親族が記入。できない場合は医師、看護師以外の職員。 <ul style="list-style-type: none"> ・60歳～65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者（身体障害者手帳1級に相当）に接種する場合は、問診書が確認できる医師調査票もしくは身体障害者手帳のコピーを予診票に添付してください。 	健康こども課	811-4392	遠賀郡遠賀町大字今古賀513	093-293-1234	093-293-0806
7	行橋市	市へ直接請求	-	子育て支援課、地域福祉課	824-8601	行橋市中央1丁目1番1号	0930-25-1111	0930-22-7952
8	河田町	市へ直接請求	-	子育て・健康課	800-314	河田町幸町6-9-1	093-436-5115	093-436-5110
9	みやこ町	市へ直接請求	-	子育て・健康支援課	824-0892	京都郡みやこ町藤山山田9-6-0番地	0930-32-2725	0930-32-2735
10	豊前市	市へ直接請求	接種翌月10日までに予診票を添付して請求してください。	健康長寿推進課	828-8501	豊前市大字吉木955番地	0979-82-8111	0979-83-0566
11	築上町	市へ直接請求	予防接種をした月の翌月10日までに、報告書兼請求書（様式第2号）に予診票を添付し、請求してください。	子育て・健康支援課	871-0921	築上郡築上町大字椎田891-2	0930-56-0300	0930-56-0334
12	吉富町	市へ直接請求	-	子育て健康課	871-0811	築上郡吉富町大字広津342番地	0979-23-9900	0979-23-9903
13	上毛町	市へ直接請求	接種翌月10日までに、報告書兼請求書（様式第2号）に予診票を添付して請求。	子ども未来課	871-0992	築上郡上毛町大字重水1321番地1	0979-72-3127	0979-84-8021

各市町村請求方法に関する一覧

番号	市町村名	定期予防接種の請求方法について	定期予防接種の請求方法に関する特記事項	担当課	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
14	福岡市	市へ直接請求	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの予防接種、高齢者インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌の予防接種の請求は、請求月が異なるため、それぞれ別途請求すること。 請求は、報告書請求書に予診票（原本）を添付して直接福岡市へ提出（写し不可）。 高齢者インフルエンザは、接種地の接種料金（接種地の市町村負担金＋接種地の自己負担金）から福岡市設定の自己負担金1,500円を控除した金額を福岡市に請求。ただし、自己負担免除の場合は接種地の料金（接種地の市町村負担金＋接種地の自己負担金）を請求する。また、自己負担免除は証明書の添付が必要。 高齢者用肺炎球菌は、接種地の接種料金（接種地の市町村負担金＋接種地の自己負担金）から福岡市設定の自己負担金4,200円を控除した金額を福岡市に請求。ただし、自己負担免除の場合は接種地の料金（接種地の市町村負担金＋接種地の自己負担金）を請求する。また、自己負担免除は証明書の添付が必要。 <p>①子どもの予防接種：3ヶ月毎に最終月の翌月（7・10・1・4月）10日までに請求 ※同日における同時接種の不可問診（予診のみ）は1件の請求とする ②高齢者のインフルエンザ 予防接種：接種期間（10月～翌年1月）終了後、2月10日までに請求 ※自己負担免除者は証明書を添付。60歳以上65歳未満の定期接種対象者は身体障害者手帳の写しも添付 ③高齢者肺炎球菌予防接種：3ヶ月毎に最終月の翌月（7・10・1・4月）10日までに請求 ※自己負担免除者は証明書を添付。60歳以上65歳未満の定期接種対象者は身体障害者手帳の写しも添付 ※①～③は、それぞれ報告書請求書を作成すること ※①～③いずれも報告書請求書におけるシヤチハタ印は不可 ※報告書請求書における1月～3月実施分の請求日は、【3月31日】とすること（休診日の場合は、前営業日まで可）</p>	保健医療局健康医療部保健予防課	812-8620	福岡市中央区天神1丁目9番1号	092-711-4270	092-733-5535
15	春日市	市へ直接請求	<p>（再紙） 請求は、毎月締めの日10日までに請求すること。 A類（子ども）とB類（成人）については、請求書を分け、以下へ請求する。 A類：子育て支援課 B類：健康課</p>	健康課	816-0851	春日市昇町1-120 春日いきいきプラザ	092-501-1134	092-501-1135
16	大野城市	市へ直接請求	請求は、大野城市民分の予診票（ワクチンシール貼付）と請求書を予防接種業務を実施した月の翌月10日までに送付※A類とB類では請求先が異なります。A類：子ども健康課 B類：健康課	子ども健康課・健康課	816-0510	（子ども健康課）大野城市曙町二丁目2番1号 （健康課）大野城市瓦田4丁目2番1号	（子ども健康課）092-580-1978 （健康課）092-501-2222	（子ども健康課）092-574-2053 （健康課）092-584-5656
17	筑紫野市	市へ直接請求	同日、同一施設、同一者に対する「予診のみ」の請求は一件までとする。請求は毎月月末締めの日10日までに提出。請求先は、A類は子育て支援課、B類は健康推進課とする。	A類：子育て支援課、B類：健康推進課	A類818-9686 B類818-0013	A類：筑紫野市石崎1-1-1、B類筑紫野市岡田3丁目1-1	A類：092-923-1113 B類：092-920-8611	A類：092-920-7575、 B類：092-928-6006
18	太宰府市	市へ直接請求	A類：子育て支援課（太宰府市五条3丁目7番1号）に請求 B類：元気づくり課（太宰府市五条3丁目1番1号）に請求	子育て支援課	818-0125	太宰府市五条3丁目7番1号	092-555-6781	092-555-6750
19	那珂川市	市へ直接請求	実施月の翌月10日までに、筑紫地区用の広域請求書と予診票原本を、被接種者の住民登録がある市に送付。	健康課	811-1290	那珂川市西隈1-1-1	092-953-2211	092-954-0043
20	糸島市	市へ直接請求	1. 令和5年度より報告書請求書の提出期限を実施月の翌月末から翌月20日までに変更。 2. 報告書請求書におけるシヤチハタ印は不可。 3. A類とB類で請求先が異なる。A類：子育て支援課、B類：健康づくり課	A類：子育て支援課、B類：健康づくり課	819-1192	糸島市前原西一丁目1番1号	092-953-2211	092-954-0043
21	宇美町	市へ直接請求	請求は、粕屋地区の請求様式。	子どもみらい課	811-2131	宇美町貞船2-28-1	092-933-0777	092-933-0210
22	篠栗町	市へ直接請求	月締めの翌月10日までに予診票を添付し請求(請求書は粕屋地区の請求様式)	健康課	811-2417	糟屋郡篠栗町中央一丁目9番2号	092-947-8888	092-947-2414
23	志免町	市へ直接請求	麻しん・MR（疫内子スト）不可予診6,108円 高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌は、生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付者の者は自己負担なし。自己負担免除者は、診療依頼書等確認書類を添付。 請求は粕屋地区の請求様式。	健康課	811-2292	糟屋郡志免町志免中央1丁目1番1号	092-935-1001	092-935-1529
24	須恵町	市へ直接請求	-	健康増進課	811-2193	須恵町大字須恵771番地	092-932-1151	092-933-6626
25	新宮町	市へ直接請求	-	子育て支援課	811-0124	糟屋郡新宮町新宮東2丁目5番1号	0929632995	0929625333
26	古賀市	市へ直接請求	<ul style="list-style-type: none"> 請求は毎月締めの日10日まで。 A類とB類は分け、実施月毎の請求。 請求書は福岡県医師会HP掲載の「粕屋地区様式」を使用。 	・A類:子育て支援課 ・B類:健康介護課	811-3116	古賀市庄205番地 サンコスモ古賀内	092-942-1151	092-942-1154
27	久山町	市へ直接請求	請求は毎月締めの日10日迄に町必着。月遅れで請求する場合は、実施月ごとに分けて請求。	健康課	811-2501	糟屋郡久山町大字久原1822-1	092-976-3377	092-976-3378
28	粕屋町	市へ直接請求	-	住民福祉部 健康づくり課	811-2392	糟屋郡粕屋町駕馬丁1丁目1-1	092-938-0258	092-938-2415
29	宗像市	直接請求	<p>請求は、毎月締めの日10日まで ※月遅れで請求する場合、実施月ごとに分けて請求。 ※同時接種において不可問診（予診のみ）が発生した場合、使用した予診票は必ず添付し、請求件数は1件とする。 ※宗像市においては、宗像市子ども保健課へB類、宗像市健康課へB類と分けて請求。 ※自己負担免除の証明書を、必ず接種時に必要。後日の返金には応じない。</p>	A類 子ども家庭センター B類 健康課	811-3492	宗像市東郷1丁目1番1号	A類 0940-36-1365 B類 0940-36-1187	共通 0940-37-3046
30	福津市	市へ直接請求	<p>請求は毎月締めの日10日まで ※月遅れで請求する場合、実施月ごとに分けて請求。※同時接種において不可問診（余剰のみ）が発生した場合、使用した予診票は必ず添付し、請求件数は1件とする。 請求先 A類・子育て世代包括支援課 B類・新型コロナウイルスワクチン接種対策室</p>	子育て世代包括支援課	811-3293	福津市中央1丁目1番1号	0940-34-3352	0940-42-6939
31	直方市	市へ直接請求	-	子育て・障がい支援課	822-8501	直方市殿町7番1号	0949-25-2114	0949-25-2135
32	小竹町	市へ直接請求	<p>請求は毎月締めの日10日までに予診票を添付すること。 高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種については、生活保護受給者は、生活保護受給証明書又は診療依頼書の写しを予診票に添付のうえ請求すること。 60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しを予診票に添付のうえ請求すること。</p>	健康増進課	820-1192	鞍手郡小竹町藤野3167-1	0949-62-1864	0949-62-1867
33	鞍手町	市へ直接請求	請求は、毎月締めの日10日までに、報告書請求書に予診票を添付し当町まで提出	保険健康課（令和5年度より 健康こども課）	807-1392	鞍手郡鞍手町大字中山3705番地	0949-42-2111	0949-42-5693
34	宮若市	市へ直接請求	請求書は、毎月締めの日10日までに予診票を添付して請求。高齢者の自己負担なしの場合、または60歳以上65歳未満の場合は、証明書の添付が必要です。	健康福祉課健康対策係	823-0011	宮若市宮田29番地1	0949-32-1177	0949-32-9430
35	田川市	市へ直接請求	同時接種時に接種不可となった場合は、1件だけを請求。A類とB類を分けて請求	保健福祉課保健センター	825-0002	田川市大字伊田2550-1田川市保健センター	0947-44-8270	0947-44-8280
36	香春町	市へ直接請求	予防接種実施後、予防接種を実施した月の翌月10日までに、A類疾病とB類疾病にわけて報告書請求書に予診票を添付し、市町村に提出するものとする。	保険健康課 健康づくり係	822-1492	田川郡香春町大字高野994	0947-32-8401	0947-32-4815
37	添田町	市へ直接請求	-	保健福祉課環境課	824-0691	田川郡添田町大字添田2151	0947-31-5001	0947-82-5222
38	糸田町	市へ直接請求	-	健康福祉課 糸田町保健センター	822-1316	田川郡糸田町1971-1	0947-49-9020	0947-26-0284
39	川崎町	市へ直接請求	請求は、毎月締めの日10日までに報告書請求書に予診票を添付し提出する。同時接種時に接種不可の場合は、1件だけを請求。A類B類を分けて請求	健康づくり課	827-0004	田川郡川崎町大字田原804	0947-72-7083	0947-72-7083
40	福智町	市へ直接請求	-	健康子育て支援課（健康係）	822-1292	田川郡福智町金田937番地2	0947-22-3700	0947-22-3707
41	大任町	市へ直接請求	予防接種を実施した月の翌月10日までに、定期予防接種報告書請求書に予診票を添付し提出	住民課 衛生係	824-0512	田川郡大任町大字大任3067番地	0947-63-3003	0947-63-3813
42	赤村	市へ直接請求	A類とB類は別々に請求してください。	住民課	824-0432	田川郡赤村大字内田1188	0947-62-3000	0947-62-3003
43	飯塚市	市へ直接請求	翌月10日までに市へ直接請求。	市民協働部感染症対策室	820-8605	飯塚市忠隈523番地	0948-22-5500 （内線 2165・2166）	0948-25-8994
44	桂川町	市へ直接請求	A類とB類を分けて請求B型肝炎は使用した規格のワクチン量により委託料が異なるため注意して下さい。	健康福祉課	820-0693	嘉穂郡桂川町土居361番地	0948-65-0001	0948-65-0078
45	嘉麻市	市へ直接請求	A類・B類別請求をお願いします。●その他：問診票には明確な医師のサインが必要。 MR、麻疹、風疹の第3・4期は長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、やむを得ず定期の予防接種の機会を逸した者に限る。	A類：子育て支援課 B類：健康課	A類：820-0592 B類：820-0292	A類：嘉麻市上臼井446-1 B類：嘉麻市岩崎1180-1	A類：0948-62-5715 B類：0948-42-7430	A類：0948-62-5691 B類：0948-42-7093
46	久留米市	市へ直接請求	<p>○久留米市内の医療機関が実施した広域化の接種については、久留米医師会経由で各市町村へ請求。 ○久留米市以外の医療機関が久留米市住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは直接医療機関から直接久留米市へ請求。</p>	保健所保健予防課	830-0022	久留米市城南町15-5	0942-30-9730	0942-30-9833
47	大牟田市	市へ直接請求	-	保健衛生課	836-8666	大牟田市有明町2丁目3番地	0944-41-2669	0944-41-2675
48	八女市	市へ直接請求	<ul style="list-style-type: none"> 翌月の10日までに予診票を添付し八女市健康推進課に請求する。 A類とB類は分けて請求し、B類は、高齢者インフルエンザと高齢者肺炎球菌を分けて請求する。 代表者について、肩書（院長・理事長等）を付して請求する。 請求印については、押印不要。 法人については、担当者名・連絡先電話番号が必須。 長期療養者のための定期接種を実施した場合、依頼書の写しを予診票に添付する。 	健康推進課	834-8585	八女市本町647	0943-23-1201	0943-23-1331

各市町村請求方法に関する一覧

番号	市町村名	定期予防接種の請求方法について	定期予防接種の請求方法に関する特記事項	担当課	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
49	筑後市	市へ直接請求	・高齢者用肺炎球菌と高齢者インフルエンザにおける自己負担金免除者は、次の①～③いずれかで確認してください。 ①高齢者予防接種費用免除対象者証明書（事前申請により筑後市健康づくり課で発行） ②介護保険負担限度額認定証 ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ④令和5年度介護保険料納入通知書（所得段階が第1～3段階のものに限る） ①で確認した場合は本証明書を、②③④で確認した場合は認定証の写しを予診票に添付してください。 ・高齢者用肺炎球菌対象者へ接種券を兼ねたハガキを個別送付します。ハガキを持参した者のみ接種可能。請求の際、ハガキを予診票に添付してください。 ・高齢者用肺炎球菌と高齢者インフルエンザにおける60～64歳の対象者については、対象となる障害が分かる書類（障害者手帳の写し等）を予診票に添付してください。 ・同時接種についての、予診のみの請求は、1件までとします。 ・請求は、毎月締めの翌月10日（該当日が土曜日・日曜日・祝休日にあたる場合はその翌平日）までに筑後市役所健康づくり課へ。 ・医療法人の場合は、法人印および代表者印の2種類の押印が必要。	健康づくり課	833-8601	筑後市大字山ノ井898	0942-53-4231	0942-53-4119
50	広川町	市へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで A類とB類を分けて請求 同時接種時に接種不可の場合は、1件だけを請求	住民課健康係	834-0115	八女郡広川町大字新代1804-1	0943-32-1112	0943-32-5164
51	新倉市	市へ直接請求	・実績報告書請求書に予診票を添付のうえ、予防接種を実施した月の翌月10日までに請求。・医療法人の場合は、請求書に法人印・法人代表者印を押印し、代表者の肩書を代表者の前に併記すること。	健康課	838-0068	新倉市甘木198-1	0946-22-8571	0946-23-0732
52	筑前町	市へ直接請求	○定期予防接種 ・実績報告書請求書に予診票を添付の上、予防接種を実施した月の翌月10日までに請求。 ・長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置の場合も同様の金額が適応されます。 ○高齢者用肺炎球菌ワクチン ・請求書には、自己負担額（3,000円）を引いた金額（5,364円）を記載して請求。 ・60～65歳未満の対象者については、「身体障害者手帳の写し」または「医師の診断書」等を請求の際に予診票に添付すること。 ・生活保護受給者は、「生活保護受給証明書」または「診療依頼書の写し」の提示により自己負担額免除。請求の際に予診票に添付すること。	健康課	838-0298	朝倉郡筑前町復興373番地	0946-42-6653	0946-42-2011
53	東峰村	市へ直接請求	自己負担免除については、生活保護受給世帯のみとする。生活保護世帯の確認は、診療依頼書の写しを請求時に添付する。請求は、毎月締めの翌月10日までとする。	住民福祉課	838-1692	朝倉郡東峰村大字小石原941-9	0946-74-2311	0946-74-2722
54	小都市	市へ直接請求	高齢者用肺炎球菌及びインフルエンザは、自己負担金免除者（生活保護受給者・市民税非課税世帯者）は①～⑤のいずれかを予診票裏に添付すること。 ①予防接種用非課税確認書（有効期限のもの）②生活保護受給証明書③令和5年度介護保険料納入通知書（1～3段階）の写し④介護保険負担限度額認定証（有効期限のもの） ⑤後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（有効期限内のもの）写し。 また、60～65歳未満の対象者については、身体障害者手帳（内部疾患1級程度）の写しや医師の診断書などを予診票に添付して請求とします。	健康課	838-0126	小都市二森 1 1 6 7 番地 1	0942-72-6666	0942-72-6477
55	大刀洗町	市へ直接請求	・	健康課	830-1298	三井郡大刀洗町大字富多819番地	0942-77-1377	0942-77-3063
56	大川市	市へ直接請求	請求については、医療機関の属する医師会を経由するかもしくは医療機関から直接本市へ請求すること 「予診のみ」の請求は、同日で同一者の場合は1件の請求とする。その場合の予診票の提出はいずれか1枚のみとする。 接種実施の医療機関が法人である場合は、請求書に法人印及び代表者印を押印のうえ提出すること。 A類・B類をそれぞれ下記の請求先に請求ください。 A類：子ども未来課および保健係（モッカランド） 大川市大字上巻 3 8 7 番地 B類：健康課健康推進係 大川市大字酒見 2 5 6 番地 1	A類：子ども未来課、B類：健康課	A類：831-0031 B類：831-8601	A類：大川市大字上巻387番 B類：大川市大字酒見256番地1	A類：0944-32-8584 B類：0944-86-8450	A類：0944-87-8801 B類：0944-86-8464
57	大木町	医療機関の属する医師会を経由するかもしくは医療機関から直接本町へ請求すること。	請求は、毎月締めの翌月10日まで ※3月分の請求については、3月末日付けで報告書請求書(様式第2号)を提出すること。 ※同日、同一施設、同一者に対する予診票のみの請求は1件までとする。 A類とB類の請求書を分けること。	健康福祉課	830-0416	三津郡大木町大字八町車田255番地1	0944-32-1280	0944-32-1054
58	柳川市	市へ直接請求	請求は、翌月10日までに予診票を添付し、請求書を柳川市健康づくり課健康係に提出同時接種時に接種不可となった場合は、1件だけを請求	健康づくり課健康係	832-8601	柳川市本町87-1	0944-77-8536	0944-74-5613
59	みやま市	市へ直接請求	同日、同一施設、同一者に対する「予診のみ」の請求は1件までとする。予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票を添付し請求。	健康づくり課	835-8601	みやま市瀬高町小川5番地	0944-64-1515	0944-64-1548
60	うきは市	市へ直接請求	・	保健課	839-1393	うきは市吉井町新治316番地	0943-75-4960	0943-75-4963